

平成25年第10回

荒川区教育委員会定例会

平成25年5月24日

於)諏訪台中学校 地下1階 多目的室

荒川区教育委員会

平成25年荒川区教育委員会第10回定例会

- 1 日 時 平成25年5月24日 午後1時30分
- 2 場 所 諏訪台中学校 地下1階 多目的室
- 3 出席委員 委 員 長 青 山 侑
委員長職務代理者 高 野 照 夫
委 員 小 林 敦 子
教育長 教育部長事務取扱 高 梨 博 和
- 4 欠席委員 委 員 坂 田 一 郎
- 5 出席職員 教育総務課長 佐 藤 泰 祥
教育施設課長 丹 雅 敏
学 務 課 長 佐 藤 淳 哉
社会教育課長 北 村 美 紀 子
社会体育課長 泉 谷 清 文
指 導 室 長 武 井 勝 久
南千住図書館長 小 堀 明 美
書 記 駒 崎 彰 一
書 記 大 谷 実
書 記 浅 沼 佳 子
書 記 湯 田 道 徳
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第20号 荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

議案第21号 荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

ア 都内公立学校における体罰の実態把握について(最終報告)

(3) その他

委員長 では、ただいまから、荒川区教育委員会第10回定例会を開催します。

出席委員は、本日、4名出席です。

会議録の署名委員は、小林委員及び高梨委員にお願いします。

教育長、あいさつをお願いします。

教育長 本日は、会場を諏訪台中学校ということに設定させていただきまして、このあと、実際に諏訪台中学校の教育現場を御視察いただき、御助言を賜りたいと考えてございます。

また、本日の報告事項ということで、昨日、東京都教育委員会が公表いたしました体罰の実態把握ということで、東京都全体の状況、そして、荒川区の状況については前回も御説明させていただいたところでございますけれども、改めて荒川区における体罰の実態について、事務局から御報告をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 2月8日開催の第3回定例会及び2月22日開催の第4回定例会の会議録につきましては、前回の定例会で配付して、この間、確認等をしていただきました。本日、特に委員から意見等がなければ承認としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、承認といたします。

それから、3月8日開催の第5回定例会及び3月22日開催の第6回定例会の会議録が机上に配付されています。次回の定例会で承認についてお諮りしますので、次回までに確認して、お気づきの点があれば、事務局まで御連絡をお願いします。

では、本日の議事日程にしたがって議事を進めます。本日は、審議事項2件、報告事項が1件です。

学務課長 審議事項で、2点、御説明させていただきます。

資料でございますが、2枚の資料が2種類でございます。議案第20号といたしまして、荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則及び議案第21号といたしまして、荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則について、条文改正の御提案をさせていただきたく御説明申し上げます。

内容につきましては、この新旧対照表でございますが、これまで幼稚園、こども園につきまして、多子 多子というのは多い子供という、多く子供さんがいらっしゃる多子世帯の支援といたしまして、同一世帯から同時に3人以上、幼稚園でしたら就園、こども園でしたら、幼稚園部分といたしまして短時間保育又は中時間保育として利用する場合には、3人目以降の園児の保育料について免除するというものを提案させていただきます。これは5月17日付で文部科学省から通知が各都道府県教育委員会にあり、国の方で多子世帯に配慮した25年度予算の中で、国庫補助を実施するという通知が参りまして、国費が入ってくるということに基づきまして、区

としても3人目以降の園児若しくはこども園の園児につきまして、保育料を免除するという
こと
でございます。

ただ、実際に幼稚園は3歳から5歳、こども園も3歳から5歳でございますが、この3学年の
間に3人の子供が同一世帯からいるということになると、なかなか数としては少ないなとい
うこと
で確認しましたところ、現在の荒川区立の幼稚園及びこども園においては、対象者はいない
とい
うこと
でございますが、制度として改正をさせていただきます。

御説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。質疑等がありましたら、どうぞお出してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 よろしいですか。意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、討論を終了します。

では、各議案について、順にお諮りをいたします。初めに議案第20号荒川区立幼稚園条例施
行規則の一部を改正する規則について、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ありがとうございます。

続いて、議案第21号荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則について、異議は
あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 以上、議案第20号及び議案第21号のいずれも異議なしということですので、い
ず
れ
も提案のとおり決定をいたしました。

続いて、報告事項に移ります。都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）、
報
告
説明をお願いします。

指導室長 それでは、都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）に関し
ま
し
て、報告をさせていただきます。

内容でございます。

1 調査の内容・方法でございます。調査目的は、大阪市立学校の体罰による生徒の自殺事
件
を受け、体罰の疑いがあるような事例に対しても見逃さずに迅速に対応することも含め、体罰
の
根絶に向けた取組を行うため、都内の全公立学校における実態を的確に把握するという目的
で
実施されました。

調査対象は、市町村立及び都立学校2,184校の校長、教職員、児童・生徒全てを対象に調
査
を行っております。

調査内容は、平成24年度の教育活動における暴力による体罰、精神的・肉体的苦痛を感じる体罰の疑いの例の有無でございます。

調査方法は、教職員は校長による聞き取り調査、児童・生徒は質問紙調査を行いました。

調査期間は、25年1月21日から3月15日までで、実施をしております。

報告の内容でございます。体罰の報告数は都内全てでございますが、公立の小学校で30校、31人、中学校で82校、110人といったような調査結果が出ております。

その中で、荒川区の体罰に関する調査結果といたしまして、小学校では0件、中学校では1校、1人ということで、1件ということでございました。中学校の内容につきましては、体罰の発生日時及び場所につきましては、平成24年の9月に区立の第四中学校で起こっております。内容といたしましては、放課後の居残り指導時に勝手に帰ろうとした生徒の頬を平手で1回たたくといったような指導がございました。これはもうその9月の時点で私どもの方にも報告が学校からありまして、当該教諭あるいは校長への指導も済んでいる内容でございます。

資料といたしまして横版の「都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）」は、今申し上げた数値等につきましては、この中から抜粋した数値でございます。

それで、今回は、全体のそれぞれの数値だけでなく、終わりの方に表になってございますけれども、体罰が行われた学校ということで、都立高校、都立学校から、小中学校まで、体罰が起こった学校については、校名が載せられていまして表になっております。どんな場面で、誰が行為者で、回数はどのくらいで、傷害があったのか、なかったのかといったようなことを一覧表にしておりまして、これは公表されております。あわせて、そのあとに、重大な事案、例えば傷害を負わせた事案であるとか、あるいは程度が著しい、体罰を行った回数が5回以上といったようなものにつきましては、校名だけではなくて、その事案の概要まで載せられている、公表されているといったものでございます。本区におきましては、事案の内容まで公表されているような重大なものはありませんでした。第四中学校の1件でございます。

それと、もう一つの資料の体罰調査委員会報告書につきましては、東京都でこういった数値の取りまとめと並行して、報告があったものの中でやはり重大なものの事例を数件取り上げて、調査委員会を発足して、それについての概要であるとか、原因であるとか、そういったものを分析しながら、課題解決への提言等を行った報告書であると捉えております。昨日出たばかりで、まだ十分な分析を私どももできておりませんが、資料としては一緒につけさせていただきました。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。質問等はございますか。

小林委員 この件はインターネットで公開されているわけですが、荒川区の場合、第四中学校に関

して、学校への問い合わせといったことはないのでしょうか。インターネットを見て自分の出身校が載っているということで問い合わせられる方もおられるかと思うのですけれども、どうでしょうか。

指導室長 学校の方では、実際に起こったのが去年の9月で、この時点で当然学校でも指導を行っておりますし、それから、例えばPTAの会長さんであるとか、役員の方であるとかといったような、ある程度情報提供はして、指導、改善に努めているといったようなことの話はしております。ただ、今回の調査を、この時点での調査を受けてのプレス発表ということでしたので、改めて保護者の方、地域の方が見られて、またあったのかというような誤解を受けてはいけないということで、きのうの段階で、プレスに出ると同時に、保護者、家庭には、去年の9月の件であるというようなことと、十分に指導して、これから二度とそういったことが起きないように学校対策を整えていくといったような文書を配布しております。そういった配慮もしながら学校として対応しておりますので、昨日も、今朝も、報告がございましたけれども、1件の問い合わせもないということです。私どもの方にも、これに関しての問い合わせは1件もございません。教育長 先ほど報告で漏らしてしまって、申しわけございませんでした。

今の小林委員の御質問と関連すると思えますけれども、私どもは東京都がプレスするというところで、プレスした内容も昨日中に入手しましたので、区のホームページにも、荒川区でも1件事例がありましたということに掲載しております。そしてまた、先ほど指導室長から御報告しましたように、学校長としても、昨日、下校時に子供たちに校長からの保護者の方へのメッセージを持ち帰っていただいたという経緯がございました。

委員長 東京都の都立高校の運動部系の体罰の報告書を読むと、全体のこの印象からすると、これを通読して熟読すると、それぞれの体罰はやむを得なかったのではないかというふうにも受け取られ兼ねないコメントが随所に見られるのです。と言って、もちろん結論形式的にはこういったことはあってはならないとは書いてあるのですけれども、ただ、やや、体罰を行った人に対する信頼とか、絶対感とか、特に体罰を受けた生徒の、これはちょっとひどいというのが印象的な報告書になっていて、これを読むと、体罰をしたのに対して処分をするのはいかがなものかという印象があるようなところもあるのですけれども、指導室長はその辺の感想はどう思っていますか。

指導室長 おっしゃるように、調査の過程で、体罰に至るまでの状況であるとか、教員の心情であるとか、至った経緯であるとかといったようなものを見る中で、おっしゃったような、やむを得なかったというような雰囲気が出ている部分もあるのかなと思います。私どもも、そういった話をしていても、やはりどうしてもそういったことが出がちになってしまうのですが、やはりどういった事情があれ、そういった行為についてはあってはならないことだといったような立場で、

教員に対して指導していくときにも、聞くところは聞いて、事実は細かく確認しますし、教師としての子供をよくしたいといった思いを受けとめながらも、方法論として、やはりあってはならないことだといったような指導はしておりますので、基本的には、そういった考えでつくられたものだと考えております。

委員長 この事例にあるような、自分が使った物をクリーニングをしないで返したとか、それから、自主的なミーティングの時間だったのにトランプをしてと、こういう事例は、教師としては、あるいは指導者としては当然相当厳しく指導することは必要だと思うのですが、ただ、その厳しさを、要するに平手打ちとかそういう体罰で示すのではなくて、手は後ろに回して、手は出さないうで、姿勢で示すと。あるいは気持ちを表現するということ、やはり教員によく教える必要があるのではないかと思いますね。

指導室長 おっしゃるとおりです。

教育長 私も委員長と同じ感想を持ちました。いかに生徒指導で本人はやむを得なかったということで当該教師は思っているとしても、指導する方法で、暴力行為というのは決して許されるわけではありません。また、その暴力行為をせざるを得なかったということは、教師の指導力が未熟であったということにほかなりません。幾ら運動部とか何だとか言いわけしても、運動部だったら暴力行為が許されるのかということ、そうではないと思ってございますので、教員の指導力、クラブ活動の指導も含めた指導力を、もっともっと向上させなくてはいけないのかなと思ってございます。

小林委員 今回の発表に関しまして幾つか考えるところがありました。まず1点目、荒川区は0ではなかったのですけれども、1校ということで、ほかの区と比べても少ないと思います。その点は荒川区の教職員、指導者の方々が、児童・生徒を非常に大切に教育しているあらわれであると思えました。それが1点目です。

それと2点目ですが、今回のネット公表のあり方について、やはり若干の違和感がございます。最初はここまで公表するという事ではない調査だったと理解しているのですが、これは東京都教育委員会の方で調査をきちんとやっているということを示すという意味もあるのかなと思われるのですが、ネットでも公表されたという、少しその手続に違和感を覚えております。

それと3点目ですが、この調査報告を見ますと、体罰に関する認識で「感情的になってしまった」が最も多いということで、個人の資質に還元することだけではなくて、より多くの人の目で子供たちを見守っていく、そういった環境づくりをしていくことが、最終的には大事なのかと思えました。

それと4点目、私自身も大学の教師をしているのですが、えてして熱心であったり、熱心過ぎると、ハラスメントというか、アカデミック・ハラスメントであるとか、パワー・ハラスメント

であるということで問題化されがちなような気もするのです。その点、教師や指導者のやる気がそがないような、そういったやり方が必要なのかなとも思いました。

以上です。

委員長 そうなのですね。体罰があると一方的に体罰が悪かったという報道がなされるのですけれども、それはそのとおりで一言の釈明の余地もないのです。ただ、その契機としてはやはり相当生徒の方に問題があって、それに対して相当厳しい態度を教師が示さない限りは、授業とか部活動の秩序が保てないと。それから、まじめにやっている生徒との間で非常に公平を欠く。その背景があるということを理解するためには、この報告書は非常にいいのではないかと思うのですね。ただ、その場合に、指導方法として絶対に手を出さないという原則があるわけで、そっちの方が我々は教員にそういう指導する必要があるのですけれども、ただ一方で、教員はときによっては厳しくなければならぬということも、同時にこういうときにきちんと議論をして理解をしていただくことは、すごく大事なことだと思いますね。

小林委員 はい、そうですね。

委員長 大学でもあるでしょう、私語を繰り返している学生が。そういうのは出ていけというのは、きちんと言わないとだめなのですね。

小林委員 下手に注意しますと、それこそハラスメント委員会に訴えられたりということがございます。そうすると、やはり教師の方で生徒、学生とあまりかかわりたくないと思ってしまう。それがまた問題かなと思います。

教育長 私があまり発言してもどうかなと思うのですけれども、ただ、そうはそうなのですから、桜宮高校とか、都内の事例もそうなのですから、骨折とか、歯を折って、場合によって、折った歯が差し歯でもちゃんとできるのかどうかというようなことも含めて、後遺症が残ってしまうというような事例もあり、場合によって過失致死とかということになってしまいますので、やはり命を大切にするという観点から、暴力行為というのは基本的に許されないのだということのを改めて教職員には徹底したいと思います。

委員長 そうですね。そのとおりですね。

小林委員 暴力は、言語道断だと思います。

委員長 では、予定しておりました事項は以上です。

事務局から連絡事項等がございますか。

教育総務課長 特にありません。

委員長 なければ、以上をもって教育委員会第10回定例会を閉会とし、このあと、授業視察、施設見学に移りますので、よろしく願います。

了